

70歳未満の人

所得区分	区分	自己負担限度額	
		過去12か月間に1～3回高額療養費制度に該当	4回以上高額療養費制度に該当
課税世帯	旧ただし書所得 ※1 901万円以上	ア	252,600円+ (総医療費－842,000円) × 1% 140,100円
	旧ただし書所得 600万円以上901万円以下	イ	167,400円+ (総医療費－558,000円) × 1% 93,000円
	旧ただし書所得 210万円以上600万円以下	ウ	80,100円+ (総医療費－267,000円) × 1% 44,400円
	旧ただし書所得 210万円以下	エ	57,600円 44,400円
非課税世帯 ※2		オ	35,400円 24,600円

※1 旧ただし書所得…保険税所得割の課税対象額のことで、総所得から基礎控除を差し引いたもの。

※2 非課税世帯…世帯主と国民健康保険加入者全員が市県民税（住民税）非課税の世帯のこと。